

横浜市の公共建築物における環境配慮基準

平成 26 年 12 月 4 日制定

平成 28 年 4 月 1 日改正

1 目的

この基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）及び横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月条例第 58 号）に基づき、横浜市が整備する公共建築物に求められる環境配慮の水準を定め、環境への負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した公共建築物の整備を推進することを目的とする。

2 基本事項

(1) 基本方針

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 5 条及び横浜市生活環境の保全等に関する条例第 141 条の 2 に基づき、横浜市は、公共建築物の建築に際し、建築物のエネルギー消費性能の向上及び環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずることとする。

(2) 配慮すべき事項

横浜市が、公共建築物の建築に際し、環境への負荷低減を図るための措置について配慮すべき事項については、「建築物環境配慮指針（平成 17 年 3 月 15 日横浜市告示第 85 号）」に定めるものとする。

(3) 環境配慮の水準

環境配慮の水準は、次によるものとし、ア及びイに示す水準と同等以上であることを確認する。ただし、ウに掲げる場合はこの限りではない。

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 7 条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）

(ア) 主要な施設*（市庁舎、区庁舎等）

☆☆☆☆となること。

(イ) その他の施設（延べ面積が 300 m²以上）

☆☆☆となること。

※ 大規模（概ね 10,000m² 以上）で不特定多数の市民が利用する施設

イ 横浜市建築物環境配慮制度（CASBEE 横浜）

(ア) 主要な施設（市庁舎、区庁舎等） S ランクとなること。

(イ) その他の施設（延べ面積が 300 m²以上） A ランクとなること。

ウ 次に該当する場合は、適用しないものとする。

(ア) 増築の場合

(イ) 工場、倉庫等

(ウ) 上記(ア)(イ)のほか、特殊な機能を有する公共建築物

3 適用日

この基準は、平成 28 年度に設計を行うものから適用する。
なお、平成 27 年度に設計を行ったものは従前の例による。